

公益社団法人 所沢青年会議所

じゃがいも倶楽部規約

第 1 章 総 則

第 1 条(名称)当倶楽部は、所沢 JC じゃがいも倶楽部と称する。

第 2 条(目的)当倶楽部は、ゴルフの荣誉ある伝統の精神を普及せしめ、会員相互の親和を図るとともに技術向上を目的とする。

第 3 条 当倶楽部は、前条の目的を達成する為下に掲げる競技及び事業を行う。

1. コンペ(年 3 回以上行う)
2. 加入倶楽部の会員に対して、技術・エチケットその他に関する資料等の提供

第 4 条 当倶楽部の事業所は、公益社団法人所沢青年会議所事務局に置く。

第 5 条 当倶楽部は、所沢 JC 会員(正会員)及び OB 会員(特別会員)をもって組織する。

第 6 条 加入倶楽部会員が次に該当する場合は、役員会にて除名する。

1. 倶楽部の目的に著しく背く行動があった場合
2. 倶楽部の名誉を著しく傷つけた行動があった場合
3. 会費その他負担金を故なく納入しない場合

第 2 章 役 員

第 7 条 倶楽部は下の役員を置く。任期は 1 年とする。

会 長 1 名(理事長)

キャプテン 1 名

副キャプテン 1 名(OB 会代表)

監 事 1 名

第 8 条 キャプテンは、倶楽部を代表し倶楽部業務及び事務を統轄する。

副キャプテンは、キャプテンを補佐しキャプテン事故ある時は之を代理する。

第 3 章 会費及び負担金

第 9 条 正会員より次の会費を徴収する。

入会金及び年会費 10,000 円(会費の変更は役員に一任する)特別会員は大会参加の時、別に徴収する。

第 10 条 競技等の費用はその都度実費とする。

第 11 条 当倶楽部は、毎年 1 月 1 日より始まり同年 12 月 31 日に終る。

補 則

取切戦に関する件

開催日 年度中の最終コンペに重複して行う。

資格 年度じゃがいも会に 2 回以上出席した者に限る。

競技方法 ストローク・プレー、ハンデ戦にする。

(ハンデは役員に一任する)

罰 則

マナー キャンセルは 5 日前とする。当日及び前日は登録料を徴収する。

遅刻 15 分以上(集合時間)は入賞の資格を失う。

入賞資格 2 回連続欠席した場合は優勝・重優勝の資格はないものとする。

附 則

平成 13 年 11 月 29 日改正 (第 3 条)